

東京書籍の高校家庭科ニュース



社会保険適用範囲拡大

(家庭基礎 p.194, 家庭総合 p.245)

社会保険の加入範囲が拡大

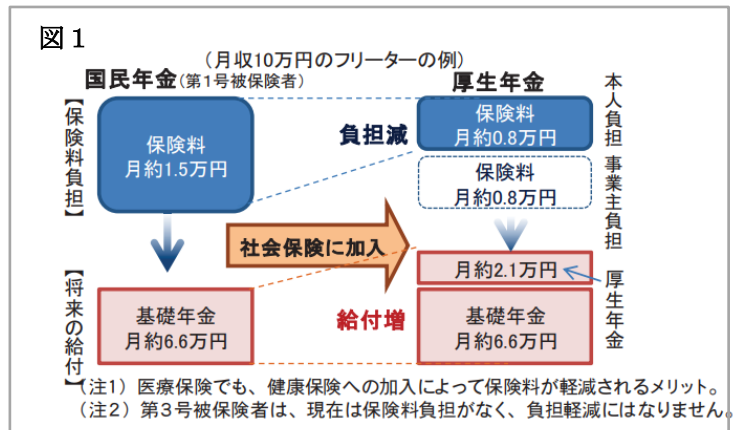
短期時間労働者とは、パートタイムや短期契約のアルバイトなど、フルタイムの正規労働者とは異なる働き方をしている労働者のことを指します。一定の要件を満たす短時間労働者については、社会保険の加入が義務となっており、その範囲は段階的に拡大しています。

○適用要件早見表（日本年金機構 HP より）

対象	平成 28 年 10 月～ 令和 4 年 9 月末日	令和 4 年 10 月～（現行）	令和 6 年 10 月～（改正）
特定適用事業所	被保険者の総数が 常時 500 人超	被保険者の総数が 常時 100 人超	被保険者の総数が 常時 50 人超
短時間労働者	1 週の所定労働時間が 20 時間以上	変更なし	変更なし
	月額 88,000 円以上	変更なし	変更なし
	継続して 1 年以上使用される見込み	継続して 2 か月を超えて 使 用される見込み	変更なし

日本で広がる「格差」への対応

以前より、若者を中心に非正規労働者が増加し、一方で正規労働者への転換が進んでいないという課題がありました。この背景には企業間の競争激化があります。非正規労働者は、年齢が上がっても給与はあがらず、賃金が低い傾向にあります。また、離婚などで単身、または母子家庭となる女性も増加しています。一度退職した女性が正規労働に就くことは困難な場合もあり、多くが短時間労働者として働いています。短時間労働者のうち、週の所定労働時間が 30 時間以上の労働者は既に厚生年金・健康保険に加入していましたが、週の所定労働時間が 20 時間～30 時間の労働者も多くおり、企業規模や業種により偏りがありました。一般労働者に比べて賃金が低い短時間労働者にとって、国民年金保険の負担は大きく、また老後の基礎年金以外に自ら貯蓄することも困難です。そこで、短時間労働者と正規労働者の「格差」が拡大することを抑える（図 1）ために、厚生年金や健康保険の適用範囲を広げる政策が段階的にとられています。



資料：厚生労働省資料

参考資料

厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

日本年金機構サイト <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>

関連キーワード #シングルマザー #老後資金 #人口減少社会 #貧困